

横浜市立稲荷台小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月4日策定

令和2年4月1日改定

令和5年3月24日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

学校が児童にとって「誰もが安心して豊かに学べる場」であるために、児童、教職員一人ひとりが、いじめは絶対許さない」という共通認識に立って、些細なサインも見逃さずに「いじめ」のない学校づくりに努めていく。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法案第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、本校の教育目標である「自分と みんな いいな いいな 稲荷台」を実現し、子どもたちの健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ。そこで、本校では、いじめはどの集団にもどの学校にも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、「いじめの未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対処・措置」の3つの視点から具体的な取り組みを推進する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、養護教諭、児童支援専任、人権担当、特別支援コーディネーター

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を要請する。

(2) 委員会の運営

学校におけるいじめ防止や早期発見・対応の中核となって活動する。いじめの疑いがある段階で、中心となって情報収集や記録等を行い、的確に把握・判断しながら対応を行っていく。月1回定期開催、必要に応じて開催とする。

(3) 委員会の活動内容

○いじめの未然防止

- ・児童の安全・安心な居場所作りに努める。
- ・児童の表情や言動を見取り、声かけを密に行う。
- ・児童が互いに認め合い、自己肯定感を高め合える関係作りに努めていく。

○早期発見・早期対応

- ・教職員間の情報交換を密に行う。
- ・アンケート調査を定期的に行う。
- ・教育相談を定期的に行う。
- ・教職員の研修を行う。

○適切な対処・措置

- ・いじめ問題が発生した場合、いじめ防止対策委員会を中心に組織対応をする。
- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ・学校と家庭が協力をして、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- 安全・安心な居場所作りに努める。
- 学校保健委員会や子ども人権会議で体や心について意識する活動に取り組む。
- 児童の自己肯定感を高める教育活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、学級担任を中心に学年、専科、養護教諭等全教職員が児童を大切に見取っていかうという共通認識をもち、変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- 毎月の職員会議で配慮の必要な児童について報告し、職員で情報を共有し早期発見に努める。
- 各種アンケートを行い、児童の悩みや人間関係を把握する。

(3) いじめに対する措置

- 情報収集、実態把握（聞き取り、アンケート調査、教育相談）
- 被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導
- 臨時道徳・集会の実施
- 研修の実施
- 報告、連絡、相談（委員会、警察等）

(4) いじめの解消

《いじめ解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員への研修

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修や児童理解研修等を定期的実施する。

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成をめざす「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7)取組の年間計画

取組内容		
月	児童・学校	保護者・地域
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、いじめの定義・児童理解研修	入学式、保護者説明会等で基本方針説明、家庭訪問
5月	SOSサインの出し方に関する教育、いじめ早期発見のための生活アンケート実施(記名式アンケート・教育相談)	学校運営協議会で基本方針説明
6月	YPアセスメント実施①	
7月	横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)	学家地連
8月	西区横浜子ども会議	
9月	学校教育活動評価アンケート①	保護者面談
10月		
11月	人権週間	
12月	いじめ防止月間の取組・「いじめ解決一斉キャンペーン」実施(無記名式アンケート・教育相談)	保護者面談
1月	YPアセスメント実施②	
2月	学校教育活動評価アンケート②、年間振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し	学校運営協議会
3月	新年度への引き継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会(月1回以上・随時)、横浜プログラム実施、カウンセラーによる相談	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(報告)

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(調査・報告)

「いじめ防止対策委員会」を中核にして、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施し、調査結果を委員会に報告する。

(児童・保護者への報告)

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。必要があると認められたときは、学校基本方針を改定し、改めて公表する。

参考資料

(1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成 29 年 10 月改定)

(2)「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成 29 年3月 14 日改定)